

拝復

このたび、市長への手紙等を拝見しましたので、お答えいたします。

まず、令和5年5月28日付でご指摘のありました、トレーラーハウス及びごみ置き場については、目的外使用許可の手続きを経て、観光推進等を目的としたBBQ事業で使用されております。また、衛生管理の徹底を図るよう観光協会に伝えてございます。

次に、6月1日付でご指摘のありました、BBQ事業の実施に係る煙やにおいについては、過度の煙やにおいが発生し大相模調節池を利用する皆様や近隣にお住まいの皆様にご迷惑をかけることがないように観光協会に伝えてございます。

次に、6月5日付でご指摘のありました、トレーラーハウスについては、観光協会からBBQ事業を受託する事業者が、飲食店営業並びに食肉販売業、魚介販売業及び食料品販売業の市内一円での営業許可を取得しております。また、食品の安全性を確保するための衛生管理について適正に取り組んでいると聞いております。

「水辺のまちづくり館」の敷地である土地については、地方自治法第238条の4第7項に基づき、行政財産の目的外使用許可の手続きを経て、観光・物産の振興並びに地域の賑わいと活性化のため、その使用を一般社団法人越谷市観光協会に許可しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

敬具

2023年7月5日

土屋 公 司 様

越谷市長

福田 晃